

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6カ月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6カ月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6カ月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6カ月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給	不支給

← 1年6カ月 →

※支給開始日から起算して
1年6カ月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給	支給

通算1年6カ月

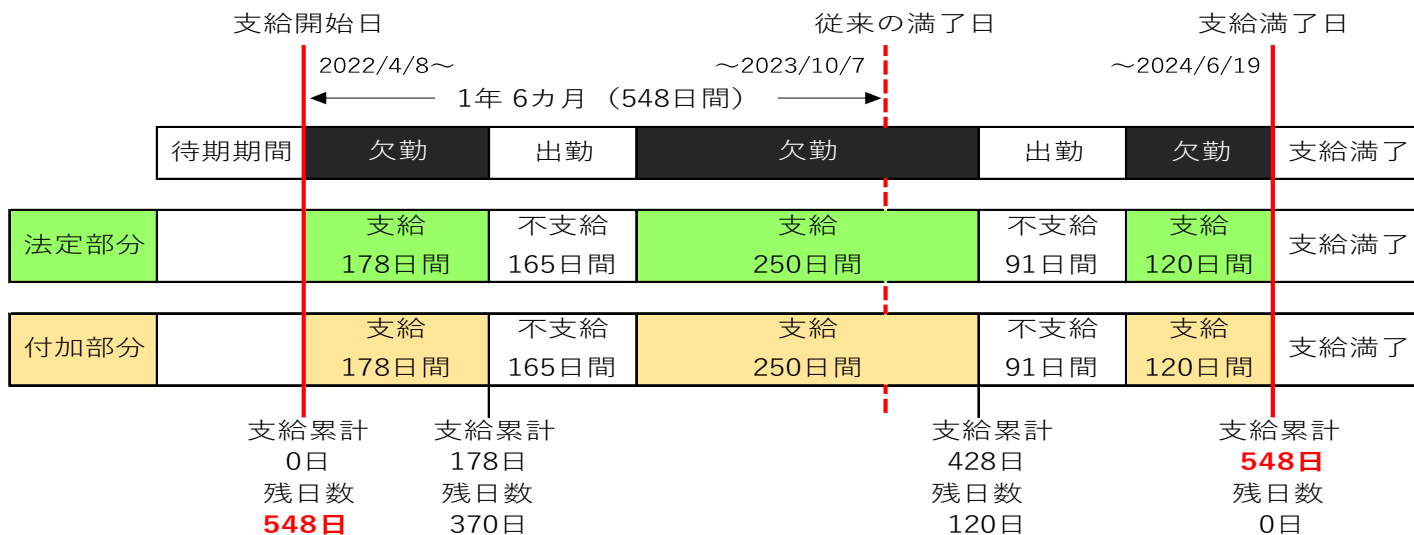
※支給開始日から通算して
1年6カ月まで支給

裏面もご確認ください。

傷病手当金の支給期間の通算化に伴い、 傷病手当金付加金についても通算化されます。

傷病手当金付加金

法定給付の支給期間（通算）に準じて支給します。

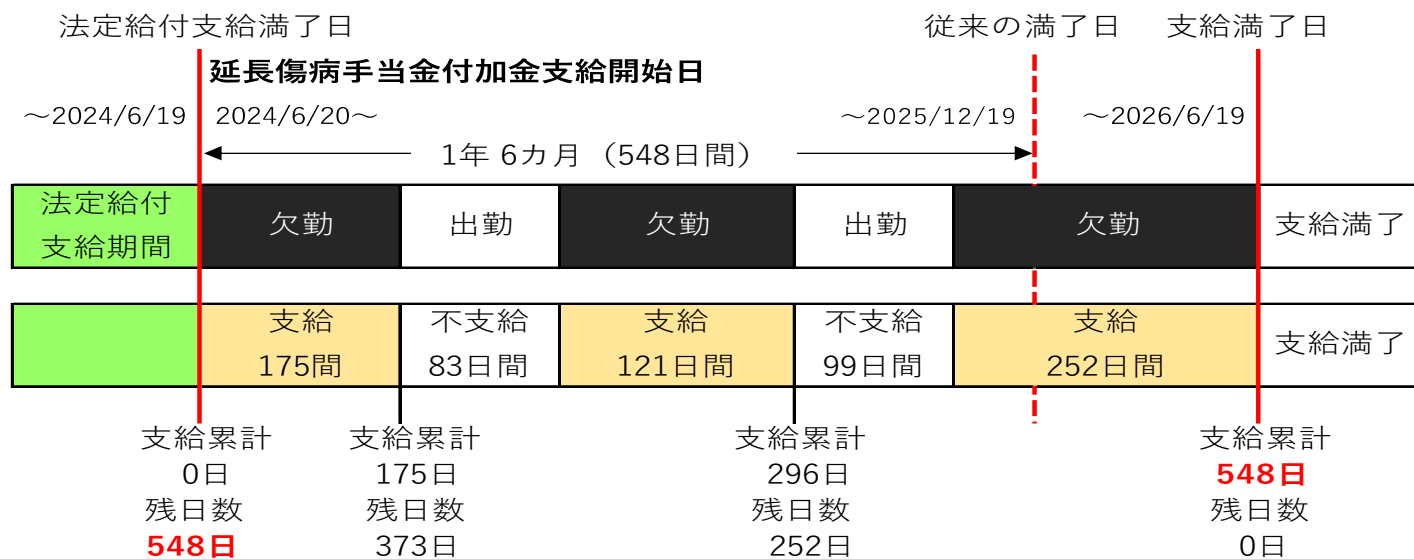


※支給期間の考え方が「期限」から「日数管理」に変わります。
 ※支給開始日から暦で1年6カ月分が総支給日数になります。

延長傷病手当金付加金についても傷病手当金支給期間 満了日の翌日から通算して1年6カ月支給されます。

延長傷病手当金付加金

傷病手当金の支給期間満了日の翌日から通算して1年6カ月支給します。



※付加金は被保険者が資格喪失した日以後の期間は支給しません。

お手続きの詳細については、給付グループまでお問い合わせください。

(TEL : 077-537-0189 TOPS : 7-4-3282)